

隠岐の島町紹介映像制作業務委託 公募型プロポーザル実施要綱

1 業務名

隠岐の島町紹介映像制作業務

2 目的

世界ジオパークとして認定された隠岐の島町の認知度を高め、定住人口の増加と誘客につなげることを目的に、町の風景、伝統行事などを用いて、映像を制作する。

3 業務の概要

(1) 業務内容 映像制作に係る企画立案から動画構成、演出、素材作成(イラスト、CG、テロップ等)、撮影、編集、BGM製作に関わる業務(二次使用等のための著作権の権利処理を含む)を行う。詳細は、別紙仕様書のとおり。

(2) 委託業務期間 契約締結日から平成29年3月31日まで

(3) 納品場所 隠岐の島町役場総務課広報広聴係内

(4) 予算額 988千円(消費税込み)以内

※ 本プロポーザルは、契約の準備行為として行うものであり、予算議決が得られなかった場合、契約は、締結しない。

4 企画提案者の資格等

本事業に係る企画提案者は、次の要件を満たす個人または法人とする。

(1) 島根県内に事業所を有すること

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1号に規定しない者であること

(3) 隠岐の島町または他の地方公共団体において、競争入札参加資格を有する場合、指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること

(4) 国税及び地方税を滞納していない者

5 プロポーザルの手続き等

(1) スケジュール

応募要項等の公表	平成28年 2月10日(水)
参加申込期限	平成28年 2月25日(木) 午後5時まで

質問の受付期限	平成２８年　２月２６日（金）正午まで
質問の回答	平成２８年　２月２９日（月）
企画提案書提出期限	平成２８年　３月　４日（金）午後５時まで
選定委員会	平成２８年　３月　９日（水）
結果の公表	平成２８年　３月１０日（木）
契約の締結	平成２８年　４月　１日（金）

（２）応募要項等の公表

①公表日　平成２８年　２月１０日（水）

②配布場所　隠岐の島町総務課広報広聴係

（〒685-8585　隠岐の島町城北町１番地）

※応募要項及び各様式については、隠岐の島町ホームページからダウンロード可能

（３）参加申込

①受付期間　平成２８年　２月２５日（木）午後５時まで　※必着

②提出方法　所定の参加申込書を郵送又は直接持参する。

③提出先　隠岐の島町総務課広報広聴係

（〒685-8585　隠岐の島町城北町１番地）

④提出書類　・公募型プロポーザル参加申請書
・納税証明書（国税及び地方税）
・会社概要及び映像作品の主な実績【様式は任意（既存資料で可）】

（４）質問の受付

①受付期限　平成２８年　２月２６日（金）正午まで

②質問方法　所定の質問用紙に必要事項を記載の上、総務課広報広聴係あてにメールまたは直接持参により提出する。

③回答　質問に対する回答は、企画提案予定者全員に送付します。

④回答日　平成２８年　２月２９日（月）

（５）企画提案書等の提出

参加申込書を提出し、町の確認を受けた事業者は、下記のとおり本プロポーザルに関する企画提案書等を提出する。

①提出期限　平成２８年　３月　４日（金）午後５時まで

②提出方法　総務課広報広聴係あてにあてに郵送又は直接持参する。

③提出書類及び提出部数

企画提案書	5部
映像制作例（1分程度）	DVD1枚
※隠岐の島町の映像に限りません	
見積書	5部

（6）プレゼンテーション

企画提案書を提出した事業者は、選定委員会において、提案内容についてプレゼンテーションを行う。

- ①日時 平成28年 3月 9日（水）※時間未定
- ②会場 隠岐の島町役場会議室
- ③出席者 2名以内
- ④その他 企画提案書に基づいて、プレゼンテーションを行う。また、映像制作例を紹介する。

6 審査方法

隠岐の島町職員で構成する審査会において、企画提案内容等を評価・採点し、審議の上選定する

（1）選考方法

- ①プレゼンテーションに対し、審査会がヒアリングを行います。
- ②提出書類、プレゼンテーション内容の審査を行い、下記審査基準に基づき評価・採点する。合計点数の上限の6／10を合格基準点とし、合格基準点に達する者のうち、総評価点が最高点の者を最優秀提案者とする。
- ③最高点の者が複数いる場合は、審査会で協議の上、最優秀提案者を特定する。
- ④参加者が一者のみの場合、審査の結果において、合格基準点を満たすときは、当該提案者を最優秀提案者とする。
- ⑤合格基準点に満たす者がいない場合は、再度公募を実施する。

（2）審査基準

- ①全体
 - ・成果品の用途等の事業趣旨を理解した提案か。
 - ・業務の実施スケジュールが適正か。
- ②構成
 - ・隠岐の島町を印象的に紹介する構成になっているか。
 - ・本町に来てみたい、住んでみたいと思うように興味を抱く内容になっているか。
 - ・映像を引き立たせるBGM・音響効果があるか。
- ③事業の実施体制
 - ・事業実施に必要な実施体制を整えているか。

④事業費の妥当性 ・事業費の積算は妥当か。

(3) 審査結果通知

審査結果については、参加者全員に書面により通知します。

7 契約

本業務の委託は、最優秀提案者を契約候補者として、提案者及び町で協議の上行い、手続きは、隠岐の島町財務規則によるものとする。

8 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至った場合
- (4) 評価の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査会が失格であると認めた場合

9 その他の留意事項

- (1) 参加表明提出後、辞退する場合は、参加辞退届を事務局あてに提出すること。
- (2) 本件に関する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 書類提出後の提案等の修正又は変更は認めない。
- (4) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、町が本件の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 本件に係る情報公開請求があった場合は、隠岐の島町情報公開条例に基づき、提出書類を公開する。

10 提出・問い合わせ先

〒685-8585

島根県隠岐郡隠岐の島町城北町1番地

隠岐の島町役場総務課広報広聴係

Tel 08512-2-8572

Fax 08512-2-6005

E-mail jouhou@town.okinoshima.shimane.jp